

大蔵委員会議録第十八号

昭和三十一年三月十五日(木曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事小山 長規君 理事高見 三郎君

理事石村 英雄君 理事春日 一幸君

浅香 忠雄君 生田 宏一君

大平 正芳君 奥村又十郎君

加藤 高藏君 杉浦 武雄君

内藤 友明君 夏堀源三郎君

前田勇之助君 山本 勝市君

有馬 輝武君 石山 権作君

木原津與志君 田方 廣文君

平岡忠次郎君 横山 重吉君

横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 山手 満男君

委員外の出席者

大蔵事務官

(主計局長) 岸本 晋君

(主計局長) 与 諒君

日本国有鉄

道理事(厚)

生局長) 吾孫子 豊君

専門員 椎木 文也君

三月十四日

委員加藤高藏君及び井上良二君辞任

につき、その補欠として有田喜一君

及び坂本泰良君が議長の名で委員

に選任された。

同日

委員有田喜一君辞任につきその補欠

として加藤高藏君が議長の名で委

員に選任された。

三月十三日

互助組合掛金の非課税に関する請願

(小林錦君紹介)(第一二七四号)

同(八木一郎君紹介)(第一三三九

号)

同(杉浦武雄君紹介)(第一三四〇

号)

中小企業等協同組合法の一部改正に

関する請願(久保田鶴松君紹介)(第

一二八六号)

原油及び重油に対する関税撤廃に関

する請願(小平久雄君紹介)(第一

三四一四号)

煙火類に対する物品税撤廃に関する

請願(小林錦君紹介)(第一三四二

号)

企業整備による政府買上げ代金の貸

付に関する請願(辻政信君紹介)(第

一三五七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

賠償等特殊債務処理特別会計法案

(内閣提出第二三三三号)

補助金等の臨時特例等に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出

第三八八号)

国家公務員共済組合法第九十条の規

定による公務傷病年金等の額の改定

に関する法律案(内閣提出第四九号)

昭和二十三年六月三十日以前に給付

事由の生じた国家公務員共済組合法

等の規定による年金の額の改定に関

する法律案(内閣提出第一〇〇号)

国家公務員等の旅費に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

一〇三三三号)

〇松原委員長 これより会議を開きま

す。

賠償等特殊債務処理特別会計法案、

補助金等の臨時特例等に関する法律の

一部を改正する法律案、国家公務員共

済組合法第九十条の規定による公務傷

病年金等の額の改定に関する法律案、

昭和二十三年六月三十日以前に給付事

由の生じた国家公務員共済組合法等の

規定による年金の額の改定に関する法

律案及び国家公務員等の旅費に関する

法律の一部を改正する法律案の五法律

案を一括議題として質疑を続行いたし

ます。横山利秋君。

〇横山委員 先日に引き続きまして、

国家公務員共済組合法の關係の法案に

ついて質問をいたしたいと思います。

この間私が質問をいたしまして、岸本

給与課長に、非常に不満である、しか

しながら政府が別に提案をされるとい

う年金の額の改定に関する法律案が満

足すべきものであるならば、われわれ

としてはこれを了承するにやぶさかで

ないというふうに御返事を申し上げて

おいたのであります。ところが、その

後当委員会にその年金の額の改定に関

する法律案が上程をされました。それ

によりまして、とてもじゃないが、満

足すべきものではないのであります。

本来、この共済組合の問題は非常に数

字的でありまして、各関連をするところ

が多く、ややこしくてわからない問

題であります。ところがわからない問

題ではありますけれども、実際にそ

の適用を受ける人たちにとっては、実

に痛切な日常の生活の問題であります

から、人数は割合に少ないのでありま

すけれども、熾烈なる要望を持って

おります。その要望を持っておりますが

、団体として結束をするところも少

く、力も非常に弱くて、常に不遇な目

にあつておるわけでありまして。本日同

僚の皆さんのところに、これに関連を

いたしまして印刷物が回つておるよう

であります。この表は、非常に具体

的にわかりやすく書いてあります。か

ら、私が先般質問をいたしました点

も、この中に相当盛られておる点であ

りますから、これに伴つて質問いたし

た方が同僚の皆さんにもわかりやすい

と思ひますから、さよう御承知を願ひ

ます。

この第一表に書いてございますよう

に、四級、五級、六級、この人たちは

は、この法律での実益がないというこ

ろに問題の起点がござります。たと

えば六級の人は、現在支給されてお

ります額が三万一千円もらつておるの

に、今度政府が上げましたと言つて上

げる額が二万四千円あります。これ

では、全く最低保障の実益がございま

せん。五級の人はどうか、現在支給さ

れております額が三万七千二百円であ

るにもかかわらず、政府が今度上げま

したというのが、何と三万円でありま

す。それは、政府は七千二百円も下回

る最低保障額を出すというところに、

全く実益のない法律ということができ

るのであります。名目だけを上げまし

た、しかし額は、一文もあなたの方に

は保障額について利益はございませ

んよというものが、政府の言わんとす

るころであります。四級において若干

の増加は見えておるものの、これも一

カ月当りにいたしまして、せいぜい実

益としては四百円か三百円くらいと

ころであります。何ら実益がないと

いつて過言ではないのであります。ど

うしてこういうふうになるのか、なぜ

こんな実益のない法律を出さなければ

ならぬか、手を切られ、足を折つて不

遇な目にあつておるわづかの人たちに

対して、政府としては温情的な法律

案をなぜ出さないのかというところに

問題の起因があり、不具懸念の人たち

がここに叫んでおるといふ点があるの

であります。

そこで、政府に第一にお伺いをした

いは、最低保障額というものをどう

いうふうにかえておられるかというこ

とであります。一般に世の中でいわれ

ております賃金の問題にしても、労働

に見合う賃金を支給する、けれども、

一たん雇つた以上は、解雇していか

なければいけません。最低保障額を設

定をして、それを上回つた賃金を出す、こ

ういうのが一般理論であります。こん

な最低保障額が普通の支給額よりも少

い、こういうようなことは、とうてい

理解に苦しむところでありまして、ま

ず第一に、各方面からこの法案が理論

的にもおかしい、普通に出す金よりも

最低保障額の方が少い、こういううばか
げたことがあるのかといわれておるの
であります、その点について、最低
保障が現行支給額よりも少い、こうい
う理屈を政府側から承わりたいと思
うわけです。

○山手政府委員 ただいまの御質問で
ございますが、私も、こうした気の
毒な人々にはできるだけ政府としても
手厚く処遇をしていきたい、こう考
えておるわけでございますが、先般御
説明を申し上げましたように、この法
律は、そのほかの旧軍人等の場合等も
あわせ考えまして、それらの負傷され
ました方々との間の処遇にあまりにも
開きがあつて、バランスがとれないと
いうふうなことも限りますので、公
務傷病の場合について、いろいろな関
係の法律の間のバランスをとれますよ
うにこの法の改正をし、待遇を均等に
いきますようにならしめていこう、こ
ういう趣旨でございまして、私も、こ
れによって相当待遇も改善されてい
くものと考えておるわけでございま
す。

○横山委員 政務次官は、率直に言つ
て実態を御存じないようであります。
なぜかと言いますと、あなたは、待遇
は改善をされるとおっしゃいますけれ
ども、あなたのとらへに今附された
団体からの表を見てわかりますよう
に、六級の人は、全体の人員の六〇％
あるわけでありまして、五級の人は、一
二％あるわけです。従つて今度の法
律で改正をされます実益のない人は
全体の七二％であります。まとの人
の少しのパーセントの人たちだけが
改善をされるにすぎないのであります
から、政務次官のおっしゃる通りに、

この最低保障の法律によつて改善はさ
れないのであります。その点を政務次
官は御存じでありませうか。七二％
になんなんとする人がこの法律で何ら
の恩恵を受けないのであります。この
点についていかが感じますか。

○岸本説明員 今回の最低保障額の引
き上げでは、恩恵に浴する者が少い
が、主として公務員関係の、現在残つ
ております国鉄でございまして、あ
るいは建設、こうした共済組合からの
昔の年金受給者の方々に對しまして
は、確かに五級、六級のところに該
当者は出て参らないのでございませ
う。しかし他の共済組合においては、該
当者は五級、六級においてもございま
す。さらにこの法案の適用対象でござ
います旧外地の共済組合からの障害年
金の受給者、これには相当適用ケー
スが出て参るわけでありませう。国鉄とか
建設の場合、なぜこの該当者が出て参
らないかと申しますと、これはこうい
う事情でございませう。もともと障害年
金は、最終俸給月額に對して、その障
害等級に應じまして、六級でございま
すと五分分、五級でございましてと六
分、これで算定いたしておるわけで
ございませう。これが一定の最低保障額に
達しない場合は、その最低保障額まで
引き上げよう、こういう趣旨でござい
ませう。その基本となる障害年金の金額
を算定いたします場合の俸給、これは
内地の現業共済組合につきましても、
すでに昭和二十二年当時におきまし
て、その俸給自体において最低保障を
やつておるわけでございませう。当時
十五円未満の俸給であつた者は、全部
四十五円まで引き上げる、こういう措

置を講じておつたわけでございませう。
従ひまして、一般の官吏の下の方の給
料の人に比較して、障害年金の基礎と
なる俸給自体がよくなつておる、こ
ういふことがあるわけでございませう。こ
ういふことがあつたわけではございませ
う。ところが旧令共済でございまして、さ
らにこれを準用いたしておきまして八
割の共済等におきましては、さうし
た俸給の最低保障自体を行なつてい
ない、その結果非常に障害年金が低い、
五級、六級のところに相当者が出
て参るわけでございませう。五級、六級
のところに救われないような最低保障
額をきめた、こういう趣旨では手頭な
いのでございまして、やはり最低保障
というものをきめます場合には、これ
は少くとも世の中の同種の人たちが同
じように受けておる金額、そこまでは
保障しよう、こういう趣旨なのでござ
いませう。さういたしますと、今回一級
ないし六級につきましてきめました最
低保障額は、遺家族援護法による障害
年金の金額をそのまま持つて参つてお
ります。つまり外地における戦國公務
で障害にかつた方々の年金、これは
遺家族援護法の障害年金一本でござ
いまして、それ以外何もなければござ
いませう。それを今度内地の公務で障害
にあつた方々の最低保障まで持つて
参つた、これならば一般の同じような
状況にある方々の御納得がいただける
のではないかと、こういう趣旨で最低保
障額をきめたわけでございませう。

○横山委員 今のお話、ちよつとわか
らない点があるわけでございませうが、
基本的にはそれは今の額で、これらの
障害者の人々の生活に支障を及ぼさ
ない、さういふふうにあつたお考えでござ
いませうか。この零細な、月に三千円か

そこらの錢で手足がない、あるいはそ
ういふ、または言語機能を失つたとか、
あるいは腕が一本なくなつたとか、こ
ういふような人々たちに対して、今度政
府が改正をされる金額であなたはや
つていけるという確信を持つておられ
るのかどうかというのを考えなければ
ならぬのであります。よもやあなた
はこれではよろしいのだ、さういふ
な考えはなさらないと思う。他の均
衡論をあなたはおっしゃる。しかし他
の均衡論で言うならば、どうなんです
か、ここにありますように、傷病恩給
の人たちに対しては、同じ手足を切ら
れておりながら、片一方は一級上であ
ります。二項、三項、四項、五項に比
較をいたしますと、みんな一級上なん
です。さういふ理屈が一体どこにあ
りますか。同じように手を失ひ、足を
失つた人たちが、片一方の方は一級上
だ、片一方は一級下だ、さういふ理屈
がどこにあるのでありませうか。こ
れが一つの問題点であります。また片
一方の方は増加恩給が必ず併給され
る。扶養家族の手当が併給される。
こちらの方の傷害年金は、さういふよ
うなものがない。だから手取りで
いきますと、傷害年金の人は、恩給の
人たちに比べると、半分にしか足らな
いのであります。さういふような比較
論を考えますと、単純な比較だけでは
いけません。本質的に、手を失つた
ら、これは暮しに困る、身体に不自
由なのは当然の語であります。従つて
あなたの方については、再検討される
余地が私は十分にあると考えるわけで
あります。一体四級、五級、六級、こ
の人たちの主力を占めますのが国鉄な
んでありますから、国鉄當局に少し聞

いてみたいと思ひますが、現在のこの
業務上の死傷の実態はどんなふう
なつておるのか、年にどのくらいあ
り、月にどのくらいあり、どのくらい
の障害があつて、この法律にどんな影
響を及ぼし、パーセントを及ぼして
おるのか、その実情を説明願ひたいと思
ひます。

○香孫子説明員 国鉄の現況について
ただいまお尋ねがございましたが、国
鉄の障害事項の傾向というものは、だ
んだん毎年漸減しつつはありますけれ
ども、やはり業務上の性質上、他の企業
に比べますと、非常に数が多いござ
いまして、業務上の障害事項件数も、一
年にまだ一万件前後でございます。そ
の中、死亡するものもまだ百数十件毎
年あるというふうな状態でございま
して、公務傷病者の数を申し上げますと、
昭和二十九年——古いのでちよつと恐
縮ですが、二十九年の実績で九千三
百十八名というふうな数になつており
ます。これはその前の年くらゐまで
比較いたしますと、非常に減つてお
るのでありますけれども、やはりまだ一
万件近くの公務傷害事件数がある、さ
ういふふうな状況でございませう。

○横山委員 主としてその人たちはど
ういふ人たちでありますか。その職名
とか、給料とか、それから四級、五
級、六級との関連はどんな傾向にな
つておりますか。

○香孫子説明員 これらの障害事項を
起しております職員の大数は、いわ
ゆる構内作業と呼ばれております現場
の第一線の作業に従事しております若
い職員が大部分でございまして、その
障害事件数の大部分のものは、やはり過
去の実績においても現われております

二

○吾孫子説明員　現在国鉄の關係の元職員で傷害年金を受けておりますものは、全体として三千四百人ほどあるわけですが、それらの職員の傷害年金の最低保障額が今回の法案によって改定を受けるということにつきましては、私ども前もって承知をいたしておったのでございますが、内容的に見ました場合に、先ほど横山先生から御指摘のありました通り、三千四百人中、どの傷害年金者はあるのでございませうか、そのうちの七割以上というものは、四級以外の傷害者でございまして、今回の改定案によりまして一級、二級、三級というようなところに該当します。傷害者の皆さんの最低保障額が上るといふことについては、国鉄の当局といひ

な状態でございます。

○横山委員　かりに国鉄が要求されたならば、四級、五級、六級の人たちを、国鉄の線に引き上げたといいたしましたならば、それは何人くらいで、どのくらい
の予算が必要であつて、その予算はどの
こでまかつて、実際はどのくらい要
るかという点について、岸本さんない
しは吾孫子さんから伺いをいたした
と思います。

○岸本説明員　国鉄御当局的御要求の
数字がどれくらいになるか、これはお
しる国鉄御当局から御答弁をいただ
いた方が正確だろうと思います。

に對する國鉄からの負担金という形で払い込まれることになるのでございしますが、その場合に、共済組合に払い込まれる負担金の中で、整理資源と通常整理資源の額は、三十一年度の予算で見ましても、三十数億くらいでございします。まあ一％程度というようなことです。でございますので、厳密に申し上げれば、共済組合に對する負担金の増額というのをやはり考えなければならぬということになると思いますが、しかし、さしあたって整理資源の率の改定をするとかなんとかいふほどのことではない、という見通しでございします。

○横山委員　岸本さんにお伺いします。

る金額は出ております。これは若干下回つていたと存じますが、私どもこの金額で一応はじめてみた試算がございしますが、それでよろしゅうございましょうか。これによりますと、一般共済におきまして、現業共済組合の方では公社以外の——一般会計の負担になる部分を先に申し上げますと、さしあたり旧令共済でございします。この分は約五十二百万円ほどの増加額に相なります。あとの現業共済組合につきましては、まあ国鉄の大体一割程度と考えております。ただ最低保障額の四級、五級、六級をこの程度の金額まで引き上げますと、問題は共済内部の問題だけではなくとどまらないということでありまして、漬家族援護法の隔年金、あるい

ど重大な支障をここにもたらす、重大なる影響があつてんやわんやになるや」というような大きな問題では絶対にないのであります。しかもあなたは、一体どういうようにお考えになるか知らぬけれども、過ぐる二十八年七月十七日の参議院の大蔵委員会は、四級、五級六級の傷害年金の実益のある改定を政府に要望いたしておる。それについて政府は、次の機会に必ず要望に沿う旨確約いたしておるのであります。この確約をいたしておりながら、今回提案されました四級、五級、六級というもの、全くその確約に相反して実益がないものであります。これであつてはなりません。多くの手のない人や居ない人が、最近われわれ大蔵委員会

のところへ参りまして、この実情を見て下さい、そうしてえらい恩に着せられて、最低保障の額の改定を提案せられておりますけれども、これはほんとうに私どもには一文の得にもならぬのです。かえつて恩に着せられて、実際には七千円も八千円も下回るのです。一月三千円です。やれましようか、こう言つて訴えておるわけでありま

低額の政府内部におきます意見も採用されて——何ら私は支障のある問題ではないと思ふ。ことにびんびん連者で働いている人のことであれば、あるいはあなたのおっしゃる点についても了とすべき点がありましよう。しかし最近国会の周囲で一生懸命に歩いておる人は、松葉づえをついた人です。手の指が曲つておる人です。職場においても働けない人です。そうして手内職をしたりしてやつておる人たちなんです。その額は生活保護法の額より低いのです。そういう点をお考え下さるならば、わずかの額で、しかも国鉄もやれますと言つてゐる、それから一般会計においても何ら問題とすべき額でもありません。そういう点から言ふならば、この点については、ぜひとも政府としては再考すべきものであることを私は重ねて強調いたしまして、本件に關する質問を終ります。

○松原委員長 議事進行について春日委員より発言を求められております。これを許します。春日一幸君。

○春日委員 国会法第四十九条並びに衆議院規則第百六条に基づきまして、私は委員長に対し善処方を次のごとく要望いたします。

それは、今御承知の通りこれらの法律は、定足数に満たない場合は会議を開き、あるいは議決することもできないとか、さらには審議を継続することもできない事柄を規定いたしておるものであります。与党側の不出席の問題については、先般来累次にわたりました。私どもの与党側委員からしばしば与党に対して御注文を申し上げて参つたのであります。この事柄は、その後依然として守られてはいないのでございます。本日の委員会の構成は、委員長ほかわずか十二、三名でございまして、なかならず与党側委員の御出席は、理事以下わずか五、六名でござい

午前十時四十分休憩

〔休憩後は開会するに至らなかつた〕